

寄付金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人難病の子どもとその家族へ夢を（以下「当法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人又は団体から使途の特定がなされないで寄付される寄付金
- (2) 特別寄付金 使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより個人又は団体から寄付される寄付金
- (3) 特定寄付金 前各号のほか、個人又は団体から使途の特定をされて寄付される寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄付金の募集)

第3条 当法人は常時一般寄付金を募ることができる。

2 一般寄付金は、定款第4条に定める公益目的事業に使用するほか、当法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。但し、その場合であっても寄付金額の50%以上は公益目的事業に使用するものとする。

(特別寄付金の募集)

第4条 特別寄付金を募集するときは、募集の趣旨若しくは目的、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項等について定めなければならない。

2 特別寄付金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(特定寄付金)

第5条 当法人は個人又は団体より特定寄付金を受領することができる。

2 特定寄付金は、全額を寄付者の特定した使途に使用する。

(募金目論見書の交付等)

第6条 特別寄付、特定寄付を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

(受領書等の送付)

第7条 寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。但し、寄付者が特定できない場合はこの限りでない。

2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 当法人は、特別寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、使途予定、その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 当法人は、特別寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(受入基準)

第9条 寄付金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、(理事会の承認を得て)当該寄付金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄付者がその寄付をしたことにより税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄付金の受け入れに起因して、当法人が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当法人が受け入れるには社会通念上不適當と認められる場合

(情報公開)

第10条 当法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成24年11月1日から施行する。